

件 名	ひきふね保育園民営化計画に関する陳情			
提 出 者	墨田区八広六丁目３番６―３０４号			
住 所 氏 名	ひきふね保育園父母の会 代表 上 原 美由紀 外８４人			
受理年月日	平成１８年１１月２０日	受理番号	第１７号	

要 旨

- 1 区政の最高責任者である区長が、ひきふね保育園民営化の計画変更点について、保護者に対する説明責任を果たすこと。
- 2 現時点でひきふね保育園の民営化計画に対しては、保護者の理解・納得が得られていないので、公募及び民営化の開始時期を延期し、引き続き「指定管理者募集要項素案」について、より深く意見交換を行い、保護者の意見を反映させること。
- 3 父母の理解・納得を得るまでは、ひきふね保育園民営化計画を進めないこと。（公募と民営化開始は延期する。）
- 4 父母の理解・納得が得られないのであれば、ひきふね保育園民営化計画は中止すること。
- 5 区は公立保育園民営化に際し、「ガイドライン」を作成すること。また、民営化対象園の保護者には区とそれについて協議する場所が与えられること。

（理 由）

昨年秋に発表されたひきふね保育園の民営化の目的は、「保育サービスの充実（病後児保育・一時保育の実施）と保育の質を下げずに経費を２０％削減する」ことであると区から説明を受けてきました。

しかし、今年９月に発表された「募集要項素案」では、ひきふね保育園の“保育サービスの充実”について、「墨田区基本計画（素案）」において老朽化した保育園の建て直しが示されたことを理由に、当初説明よりも後退したものとなりました。また、“保育の質を下げない”という根拠が弱く、保護者として大きな不安を感じていました。

そこで、ひきふね保育園父母の会では、平成１８年１０月７日に子育て支援課宛に保護者９４筆の請願書を提出し、より詳しい説明を求めてきましたが、結果、それは父母の理解・納得を得るものではありませんでした。

その理由は、区の説明が「平成２０年からの保育園民営化実行に向けてどのような理由付けをしていくか」という内容に終始していること、区の「募集要項素案」や保育の引継ぎに対する考え方が、“保育の質を落とさないこと”と“在園児に対する影響を極力少なくする”ために保護者が必要と考える水準に全く達していないことにあります。

つまり、本来の保育園民営化の目的は、「保育の質を落とさないことを前提に、保育サービスの充実・保育の質の維持・経費の削減」であつたにもかかわらず、区

の説明は、「保育園民営化そのものが目的」と捉えざるを得ないものとなっていることと、保育の質の維持向上及び在園児への影響に対しての対策が不十分であるということに、保護者は大きな不安とともに、この間の区の不誠実な対応など区への不信感を持っています。

このように保護者が不安を抱えた状況下において指定管理者の募集が始められ、ひきふね保育園の民営化計画が進められることに対して、ひきふね保育園父母の会は強く反対します。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上